解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十三日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

山梨県西八代郡市川三郷町黒沢五六〇八番地の二　宗教法人山ノ神社

清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月二日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

熊本県荒尾市万田一八八〇番地の四　宗教法人皇教水町支教会

清算人　弁護士　向井　飛翔

連絡先　熊本県熊本市中央区京町二丁目九番三五号京寿ビル二階熊本共同法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

東京都中央区銀座五丁目一四―一七銀座USB二階　医療法人社団A歯科タニグチ会

清算人　谷口　悦子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日理事会の決議により令和七年十二月二十六日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

山梨県北杜市小淵沢町二九五〇番地　学校法人滝口文化学園

代表清算人　滝口　陽子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

静岡県島田市一一一〇番地の二　宗教法人丸山教向谷分教会

清算人　仲安　博夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

北海道白老郡白老町大町四丁目六番四号　宗教法人弘徳寺

清算人　木川　由美

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

栃木県下野市仁良川七九九番地三　農事組合法人江川・五千石

清算人　永山　茂夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

高知市堺町一番二一号交通公社ビル四階　医療法人平盛会

清算人　窪　盛偉

連絡先　高知市瀬戸東町二丁目一〇〇番地

公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学基金第四十三期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

東北高等学校で学ぶ生徒に対する奨学金事業

奨学金　一〇名　七三万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年四月二十四日に終了した。

二、財産目録　令和八年四月二十四日現在

資産合計　〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　〇円

令和八年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　公益信託東北高等学校創立90周年記念奨学基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社